令和８年（レ）第３２４号

慰謝料請求控訴事件

控訴人　　實重　隆宏

被控訴人　亡蛭子　健策訴訟承継人　■■　■■　外２名

令和８年９月２６日

大阪地方裁判所第２０民事部合議１係　御中

控訴理由書

控訴人　實重　隆宏

控訴人の、控訴の理由は以下のとおりである。

なお、用語の例は原審の原告の例による。

第１　メーリングリストの性質に関する認定・評価の誤り

原審は、本件メーリングリストの性質について「大阪府支部が任意に開設した私的・自主的な情報交換手段にすぎない。」（原判決第４頁）及び「任意的な情報交換媒体にすぎず」（原判決第５頁）などと認定し、これをもとに管理者である承継前被告（亡蛭子）の広範な裁量を認め、承継前被告の加入拒否や無視といった行為の違法性を否定する判断をしている。しかし、この「本件メーリングリストが私的、任意的な情報交換媒体である。」という原審の認定自体が、事実認定の誤りというべきである。甲第２８号証、甲第２９号証及び甲第３０号証によれば、本件メーリングリストは支部活動に公式に使用され、緊急連絡にも用いられ、本件メーリングリストから排除されることは支部活動から排除されることと同義であることが明らかとなっている。本件メーリングリストは単に私的な情報交換媒体という役割を超えて、支部における支部活動の会員向け公式情報伝達手段であったことが認められる。本件メーリングリスト

は訴外ＪＡＲＬが運営するＪＡＲＬ　ＭＬサービスを基盤サービスとして実施されていたが、単なる私的情報交換媒体に訴外ＪＡＲＬがＪＡＲＬ　ＭＬサービスという基盤サービスを提供することは通常考えられない。公的な情報連絡手段であるからこそ、訴外ＪＡＲＬはコンピュータ資源を提供して本件メーリングリストの維持に協力していたのである。また、本件メーリングリストは控訴人を含むＪＡＲＬ会員が支払った会費により運営されていることなどを併せ考慮すれば、本件メーリングリストが単なる私的情報交換媒体ではなかったことは明らかである（原審の述べるとおり本件メーリングリストが私的情報交換媒体というのであれば、なぜ承継前被告の私的情報交換媒体の維持運営に控訴人が一部とはいえ費用負担をしなければならないのだろうか。）。本件メーリングリストは、実際に支部活動に関する公式な連絡及び緊急連絡に使用されていたのであり、その実際の利用実態からすれば、単なる私的な情報交換媒体と評価することはできない。「大阪府支部が任意に開設した私的・自主的な情報交換手段にすぎない。」という認定が誤っている以上、それを前提とした「承継前被告が広範な会員排除の裁量を有する」という原判決の結論もおのずから誤っている。本件メーリングリストから排除されることで控訴人は支部の様々な活動の機会から（そのような機会が存在したことすら知らないまま）排除されることとなる。被控訴人らは、支部の情報伝達手段は多岐にわたっており、本件メーリングリストは任意のものであると主張し、原審もこれを是とするものであるが、本件メーリングリストは多岐にわたる情報伝達手段のなかでほぼ唯一のプッシュ側メディア（発信者側の意思で、ユーザーに直接かつ積極的に情報を届ける情報伝達手法）であり、受け手からすれば情報を探しに行かなくともメールボックスに情報が届くという唯一の特性を持っている。また、支部から会員間のみならず会員から会員間及び会員から支部間の周知連絡も可能である。本件メーリングリストの持つ即時性、同報性、プッシュ型、双方向性とい

った性質はその他の情報伝達手段では代替不可能であり、本件メーリングリストから排除されることは実質的にＪＡＲＬの活動から排除されることと同義である。原審の判断は到底是認できない。

第２　ガイドラインから加入拒否権限を導いたことの誤り

原審は、本件メーリングリストのガイドラインに違反した場合には登録が削除されることがある旨の記載があることを認め、登録後に削除措置を講ずることが予定されている以上、登録段階においても同様の趣旨に基づき、支部の秩序維持・会員相互の和を保つために必要な措置を講ずることが許される、すなわち登録を拒否することも許されると判示している。（原判決第４頁）

しかし、本件メーリングリストは、控訴人を含むＪＡＲＬ会員が支払った会費により運営されていること、本件メーリングリストが支部活動における連絡手段であり、訴外ＪＡＲＬの支部は住所地に基づく強制加入であり、支部長に支部構成員である会員を支部から退会させたり排除したりする権能はないこと本件メーリングリストが大阪府支部の会員であればだれでも加入できる旨周知されていたこと（甲７）を考慮すれば、本件メーリングリストは大阪府支部会員に広く門戸を開いており、加入時に何らかの審査を行うことは予定されていなかったといえる。本件メーリングリストガイドラインにおける登録削除規定は、本件メーリングリスト上において迷惑行為が発生した場合における運営支障の技術的排除手段にすぎず、同様の趣旨に基づき加入に審査を行うという趣旨ではない。「登録後に登録を削除できる」という規定から「事前に加入（登録）拒否できる」という権限を当然に導くことはできない。ましてや、抽象的な「ガイドライン違反の可能性」を根拠に、発生してもいない迷惑行為を懸念して加入を拒否することは本件メーリングリストの運用上予定されていないし許されないと言える。原審の判断は是認できない。

第３　加入拒否後の事情を加入拒否の合理性判断に用いたことの誤り

原審は、控訴人が一斉メール等で自己主張活動を行ったことについて「少なくとも控訴人が訴外ＪＡＲＬにおいて対立的性格を有する情報発信活動を積極的に行っていたことは明らか」と認定し（原判決第４頁）、また、控訴人のいくつかの行為が「亡蛭子及びその家族に心理的圧迫感や不安感を与えるものであったというべきである。」と認定し（原判決第５頁）、それらを承継前被告の本件メーリングリストへの登録拒否の合理性の根拠としている。しかし、控訴人の主張では令和７年３月２０日、原審の事実認定を前提としても令和７年４月２０日には控訴人は承継前被告に本件メーリングリストへの加入申請を行い、承継前被告はこれを拒否する処分をしていたところ、原審が言う対立的性格を有する情報発信活動や亡蛭子及びその家族に心理的圧迫感や不安感を与える行為は承継前被告による加入拒否後に行われた行為である。承継前被告による加入拒否の適法性・合理性は、原則として、加入拒否時に存在していた事情を基礎として判断されるべきである。加入拒否後に新たに発生した事情をもって、加入拒否時点において存在していなかった危険が当時から存在していたものと評価することはできない。原審の判断は、加入拒否時点において存在していなかった事情をもって、加入拒否時点における将来の危険性を事後的に基礎付けるものであり、加入拒否の合理性判断として相当でない。

第４　控訴人の情報発信の評価の誤り

原審は、控訴人が一斉メール等で自己主張活動を行ったことについて「少なくとも控訴人が訴外ＪＡＲＬにおいて対立的性格を有する情報発信活動を積極的に行っていたことは明らか」と認定し（原判決第４頁）、被控訴人らに有利な事情として評価している（承継前被告の本件メーリングリストの加入拒否処分の合理性を基礎づける事情としている。）。仮に、控訴人の自己主張活動を考慮することが許されるとしても、原審の判断は、訴外ＪＡＲＬという組織の性質を無視するもので、およそ合理的ではない。

訴外ＪＡＲＬは、会員による民主主義を基に運営されている。会員が選挙で支部長を含めた社員を選出し、その社員が社員総会で執行部である理事らを選出するのである。訴外ＪＡＲＬは、会員による選挙等を通じてその運営について会員の意思を反映させる仕組みを有する団体である。そのような団体において、会員がその運営等について意見を表明することは、団体の意思形成に関わる行為である。そして、訴外ＪＡＲＬにおける公選による公職者である承継前被告は、支部運営上の信義則上、訴外ＪＡＲＬにおける民主主義の健全な運営発展を尊重し擁護すべき立場にあった。したがって、仮に控訴人が対立的・批判的情報発信活動を行っていたからといってそれを理由として言論の場である本件メーリングリストからの排除を認めることになれば、訴外ＪＡＲＬにおける健全な民主主義は成立しなくなるということになるし、承継前被告が負っていた義務にも反することになる。よって控訴人が自己主張活動をしたことを被控訴人らに有利な事情として評価している原審の判断は失当である。

第５　メール・訪問行為の評価の誤り

原審は、控訴人がした訴外ＪＡＲＬ関係者への１９通のメール送信や、承継前被告宅兼訴外ＪＡＲＬ大阪府支部事務所への訪問行為を「亡蛭子及びその家族に心理的圧迫感や不安感を与えるものであったというべきである。」と認定し（原判決第５頁）、それらを承継前被告の本件メーリングリストへの登録拒否の合理性の根拠としている。しかし、メール送信にしても訪問にしても、いずれも平穏な態様により行われたものであるから、心理的圧迫感や不安感を与えるという評価はあたらない。メール送信行為については、特定の者を狙い撃ちし執拗に威圧的なメールを送るという性質のものではなく、むしろ、関係者に広く、単にメーリングリストへの加入を求める内容を事務的に送信したにすぎないし、訪問についても、承継前被告宅が訴外ＪＡＲＬ大阪府支部事務所であった点を考慮すれば、平穏な訪問の範囲を逸脱するものではない。また、少

なくとも、原審が認定した事実のみから、控訴人の行為が承継前被告又はその家族に対して違法な心理的圧迫又は不安感を与える行為であったと評価することはできない。仮に、控訴人の行為について、何らかの行き過ぎた面があったとしても、その背景には承継前被告が控訴人の加入申請に応答せず、又はその理由を説明しなかったという事情があった。控訴人の行為のみを取り上げて評価し、その原因となった承継前被告の対応を考慮しないことは相当でない。また、仮に、原審が認定したように、承継前被告らが控訴人の行為により心理的圧迫感や不安感を感じたとしても、その事実から直ちに、控訴人を本件メーリングリストから事前に排除する必要性が導かれるものではない。なぜなら、メール送信・訪問行為と、メーリングリスト上での投稿による会員間の混乱とは行為の性質が異なるからである。

以上のとおり、控訴人によるメール送信及び訪問行為を、承継前被告による加入拒否の合理性を基礎付ける事情として評価した原審の判断は、各行為の具体的態様及びその背景事情を十分に考慮しておらず、誤りである。

第６　加入拒否の必要性・相当性についての判断の誤り

原審は、「亡蛭子において、原告を登録した場合、原告が自己の主張を継続的かつ一方的に投稿し、会員間の対立や運営上の混乱を生じさせるおそれがあると判断したことには、相応の合理性が認められる」と判断した（原判決５頁）。しかし、原審は、控訴人による自己の主張の発信が直ちに違法な行為とはいえないとも評価している（原判決４頁）。そうであるにもかかわらず、その発信行為を、具体的な根拠を示すことなく、承継前被告による本件メーリングリストへの加入拒否の合理性を基礎付ける事情として評価したことには、論理の飛躍がある。

控訴人は、法令、訴外ＪＡＲＬの規約又は本件メーリングリストに適用される内部的なルールに違反する行為を行ったものではない。控訴人は、定められ

た手続及びルールの範囲内で、訴外ＪＡＲＬの運営等について自己の意見を表明していたにすぎない。もちろん、ある情報発信が法令又は規約に違反しない場合であっても、その具体的な内容や態様によっては、メーリングリストの運営に支障を生じさせることがあり得る。しかし、そのような支障を理由として加入を拒否するためには、単なる抽象的な可能性では足りず、控訴人の過去の行為の具体的内容、投稿の頻度及び態様、既存のルールへの違反の有無、並びに本件メーリングリストの運営に生じた具体的な支障等を踏まえ、加入後に現実的かつ具体的な混乱が生じるおそれがあることが示されなければならない。ところが、原判決は、控訴人がどのような投稿を、どの程度の頻度及び態様で行ったことを根拠として、加入後も「継続的かつ一方的に投稿」するおそれがあると判断したのかを明らかにしていない。また、控訴人の過去の情報発信によって、実際に会員間の対立又は本件メーリングリストの運営上の混乱が生じたことについても、具体的な事実を認定していない。さらに、控訴人は、管理者からルールを示され、又は一定の行為を制止された場合には、その判断に従ってきた。したがって、控訴人を本件メーリングリストに加入させた場合に、控訴人がルールに反する投稿を継続し、会員間の対立又は運営上の混乱を生じさせるとの判断には、具体的な根拠がない。仮に、控訴人の加入後に本件メーリングリストの運営上問題となる投稿が行われた場合には、管理者は、当該投稿について個別に注意し、削除を求め、投稿方法を制限するなど、より制限的で合理的な手段を採ることができた。にもかかわらず、問題となる行為が現実に行われる前から、控訴人を本件メーリングリストから全面的に排除することは、必要性及び相当性を欠き、承継前被告の裁量の逸脱となる。

以上のとおり、控訴人の情報発信が直ちに違法なものではなく、控訴人が既存のルールに従って行動してきたこと、及び加入後の具体的な混乱を基礎付ける事情が認定されていないことからすれば、承継前被告による加入拒否には、

合理的な根拠がない。それにもかかわらず、原審が、控訴人の情報発信について抽象的な危険性を認め、それをもって加入拒否に「相応の合理性」があると判断したことは、控訴人の行為の具体的内容及びこれまでの対応を十分に考慮せず、加入拒否の必要性及び相当性についての評価を誤ったものである。

したがって、原判決の判断は是認することができない。

第７　結語

以上のとおり、本件メーリングリストは、単なる私的な情報交換手段ではなく、支部活動に実際に使用されていた会員向けの情報伝達手段であった。したがって、その加入を拒否することが許されるか否かについては、管理者の裁量のみをもって決することができるものではなく、加入拒否を正当化する具体的な根拠の有無が検討されるべきである。

また、本件メーリングリストのガイドラインに登録削除の規定が存在することから、当然に事前の加入拒否権限が導かれるものではない。さらに、加入拒否の適法性・合理性は、原則として加入拒否時点に存在した事情を基礎として判断されるべきであり、加入拒否後に生じた事情をもって、加入拒否時点における将来の危険性を事後的に基礎付けることはできない。

そして、控訴人の過去の情報発信についても、原判決は、具体的なルール違反や本件メーリングリスト上の具体的な混乱を認定していない。メール送信や訪問行為についても、仮に被控訴人らが心理的圧迫感や不安感を感じたとしてそれのみをもって本件メーリングリスト加入後に会員間の対立や運営上の混乱が生じる具体的な危険があるとはいえない。

さらに、仮に加入後に問題となる投稿が行われる可能性があったとしても、注意、削除その他の事後的な措置によって対応する余地があったのであり、問題となる行為が現実に行われる前から加入そのものを拒否することについて、必要性及び相当性を基礎付ける具体的な事情は認められない。

したがって、承継前被告による本件メーリングリストへの加入拒否について原判決が認定した事情からその合理性を認めることはできない。原判決は、加入拒否を正当化する具体的根拠についての認定・評価を誤ったものであり、取り消されるべきである。

以上